

平 19 . 4 . 19

地方六団体会長の共同記者会見の概要について

本日、開催された「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」終了後における地方六団体会長の共同記者会見の出席者及びその概要については、次のとおりです。

全国知事会会長	麻生 渡	(福岡県知事)
全国都道府県議会議長会副会長	土森 正典	(高知県議会議長)
全国市長会会長	山出 保	(金沢市長)

(麻生全国知事会会長) まず我々地方六団体として決定した事が一つございます。それは、地方分権改革推進のための全国大会でございますけれども、毎年5月又は6月に行っている訳であります。今年、6月5日12時30分から憲政記念館で行うという事を決定致しました。この大会を行う目的ですけれども、来年度の予算編成に過程において、非常に交付税問題を中心に地方財政というのは、大変厳しい状況におかれるというふうに考えておりました。これに対してやはり我々としても、きちっと地方側の主張をし、ますます苦しくなっている地方財政の窮状を訴え、必要な措置がとられるように活動しなければいけないということでございます。そのために、この全国大会を開くという事を決定致しました。

二番目の点は、総務大臣と先ほどの我々地方六団体の会合についてです。総務大臣が言われた事は、一つは地方分権改革推進法が成立し、地方分権改革推進委員会の活動が始められたので改革を進めて行きたいと言う点の一つ。二番目に地方財政の問題ですが、国と地方の税源配分を1:1にすると言う事を目標としてやりますということ。今、支出が地方側が6、国側が4税源は地方が4、国が6という状態ですから、まず、1:1にすることを目標としてやりましょうと言う事を明確におっしゃいました。その前提として、やはり国と地方の役割分担と言う事をしっかり検討して明確にしなければならない。

それともう一つは、この税源の1:1の問題とは離れまして、税収の偏在の問題があり、この偏在の問題をなおさなければならないとおっしゃいました。これについては、地方消費税を増やすという方向で偏在の少ない地方税体型の構築に重点を置いてやらなければならないと考えており、財務大臣とこの点の

話し合いをし、さっそく勉強会をやりましょうということになりました、という話でございました。それから、あと地方公聴会を一生懸命やって地方の実情を把握するというところに、あいつとめておるとい話があり、公務員制度改革、公共工事入札制度改革もしっかりやって行きたいという話でございました。

事務方からは、がんばる地方応援プログラムに係る交付税措置を今後どのようなスケジュールでやって行くかという事についての説明と公務員制度改革についての説明がございました。公務員制度改革については、人事評価を成績主義に重点をうつしていくこと、国がそういう風に明確に舵をきったこと、地方公務員法もそういう方向で改正を考えていきたいということでもございました。

ただ、再就職の問題については、地方と国は実情が違っていることから、実情にあった形で考えなければならないので、考え方を書くという位の事になるのではないかという事で検討しているというお話がございました。これに対して代表して私の方からは、まず地方分権改革推進委員会が4月から活動された、これを非常に評価致しました。そして、さっそく、第一回目4月2日の会合で総理が本部長となって推進本部を設置するとの決意を表明され、5月にも分権改革推進本部が政府内で作られると承知しているけれども、ぜひ、これを実行して、分権委員会と並行して実行するための政府組織を作り、活動して頂きたい。また、地方六団体でも改革の提言内容を検討している。

また、地方公営企業等金融機構について地方側としては、出資は全自治体で行い、出資の金額のめどもつけている。さらに、地方税の偏在是正については地方消費税を増やす方針で考えているので、強く実現したいと申し上げた。

(山出全国市長会会長)私から二つ。一つは補助金改革について、国側の中には既に終わったのではないかと、という雰囲気が出ていたとしたら、困る。

もう一つは地方交付税の歳出構造について。投資から経常への需要額のシフトが懸案であったが、ここに来て、さらに、社会保障関係経費、少子高齢化への経費、介護保険、障害者自立支援法に基づく経費などが非常に増えている。後期高齢者医療の仕組みについても、検診は保険者がやることになっているが、それを超えて、自治体がサービスをすることも必要となってくる。国が補助金改革はしたとしても、決して実態はそうではない。どんどん新しい物が出来てきている。地方交付税の歳出構造そのものをさわっていかなくてはいけない。このように補助金・地方交付税の改革は終わっていない。

頑張る地方応援プログラムの原資は交付税だが、山本会長と私から申し上げたが、原資を交付税に求めるのではなく、他の財源として交付するのであれば、

理解できるが、交付税を原資として、頑張る応援プログラムに使うのはどうか、ということをお願いした。また、別の角度から交付税を考えた場合、もともと交付税というのは一般税源で、用途を特定しない性格のものである、と知っている。今回のように頑張る地方応援プログラムに使うということは、交付税の性格からはずれていることを申し上げたい。

この他、山本会長と私から大臣に申し上げたことは、第二期の分権改革について、6団体と委員との会合の仲立ちをしてほしいとのこと。また、今日のような大臣との会合をお願いしたいこと。このことについては、了解していただいたと思っている。

補助金改革について、国側としてももう終わったのではないかという意見があるとしたら、私は非常に困ります。これで終わったのだとしたら、地方交付税の歳出構造に差があるのではないか。この問題については、知事会長からも補足をして下さいました。ここにきまして、さらに社会保障関係のいろんな経費が増えている。少子高齢化の経費、介護保険、あるいは障害者の自立支援法に基づく経費は実際の負担としてのしかかってくる。それなので、決して補助金も交付税も済んでいないという事を申し上げた。

それから、がんばる地方交付税について、山本会長と私から申し上げたのですが、山本さんがおっしゃった事は交付税原資に関わって、交付税でなしに、他の財源を地方に応援の財源として浮遊するのであれば分かる。しかし交付税の原資の中でがんばる地方応援プログラムに使うというのは、いかがなものかと。これは山本会長からのご発言でした。私からは、国は交付税というのは一般財源で、人を特定しないはずだったので、それをがんばる地方にするという意味合いは、交付税の本質からずれるのではなからうかと申し上げた。二人共申し上げた事は、第二期の分権改革について六団体と委員との会合の仲立ちを大臣に主張した。もう一つは、大臣と六団体の会合を行いたいという事で大臣には了解を得た。

(土森全国都道府県議会議長会副会長) 地方分権改革については、どの地域に住んでも、安心・安全で豊かな生活が出来る事が基本だと思います。都市地方の格差に開きがあるのでしっかりと見直さないと。見直す事として、都市に集中している人口を地方に移動させる事が必要である。地方に人口が増えれば、交付税の問題、地方財政問題、中央の行政改革を含めて解消出来るのではないかと。今の国の人口構造は非常に不安定であるという話をした。

<記者からの質疑>

(A社) 税源を6:4から5:5にという話があったが、大臣への評価を改めてお聞かせください。

(麻生全国知事会会長) これは地方側の目標でもあり、大臣の目標でもあります。評価するというか、歓迎する趣旨のことを申し上げました。我々の考え方も大臣の考え方に合っている。

(A社) その流れの中で、東京都との議論のすりあわせ方が必要になるのではないか。

(麻生全国知事会会長) それは、今日の議論ではありませんでした。偏在問題については、6月の骨太の方針に書いてほしいと考えている。

(B社) 偏在問題について東京都と知事同士で話し合うことは？

(麻生全国知事会会長) それも考えなくてはいけない。

(A社) 山出会長に伺いたい。頑張る地方応援プログラムへの交付税の取扱いについて、やはり不満があるということですか？

(山出全国市長会会長) 確かに、頑張る地方を応援するというやり方は、非常に聞こえが良いし、分かり易い。一般国民からすれば別におかしい議論ではないということになる。しかし、山本会長からも「財源としてはいかがなものか。交付税でなく、補助金ではないのか。補助金を持ってきて出すなら分かるが、交付税の中で、そういうことをするのはおかしいのではないか。」と申し上げられた。私も同感であるし、加えて言うならば、交付税はそういう性格のものではないと言いたい。不況下では国は公共事業を実施して景気を良くしようと盛んに言っていた。それに地方も呼応してやったことも事実である。どんどん公共事業をやれと、その代わり、起債を認めて元利償還金は交付税で措置するというのであった。景気の悪い時であったから、そういう方法を取ったのだろう。本来、このような使い方をするものではない。交付税は補助金みたいな性格のものではない。地域の如何を問わず、配分する仕組みであるのだから、本質は、私は「税」であると思っている。「税」のないところに。言い換えれば、第二の「税」とでも言いましょうか。「準」税金という言い方が、良いかもしれ

ませんが。私は、本質は「税」だと思っている。そのような意味で、がんばったら、交付するという仕組みというのは、交付税の本質から外れていると思っている。がんばろうと、がんばらないという、そんなことではない。災害が起きた、その地域の特殊事情なのだから、これを特別交付税で措置するのならば、よくわかる。このまちは、他のまちと全く違う、特殊な事情がある。これは特別交付税で措置してやろうよ、他は一般的な尺度でみようと、これは普通交付税である。この二つから成り立っているのが交付税である。政策を立案して、そのために交付税を当てるというのは、本来の交付税ではない。私は、そう考えている。

(C社) 今日の会合の中で、地方財政健全化法案について話しはありませんでしたか？

(麻生全国知事会会長) 今日は、特に問題にはなりませんでした。

- 以上 -